

令和5年第1回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和5年1月10日（火） 午前10時00分
閉会日時	令和5年1月10日（火） 午前11時14分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4階 会議室44
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 佐藤 恵 教育委員 議席番号2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号3 久米 道人 教育委員 議席番号4 築瀬 均
欠席者	なし
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 斎藤 正幸 学校教育課長 船山 育士 生涯学習課長 高橋 秀明 文化財保護室長 高山 明 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

議案第1号 湯沢市立小中学校管理規則の一部改正について

【前回議事録の承認】

令和4年第9回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号3番及び4番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・1/6 新春書初め大会について（稲川・皆瀬合同事業） 参加者：35名
- ・1/7～9 雪んこ交流会について（静岡県長泉町スポーツ少年団） 来湯者：36名
- ・1/6 教育アドバイザー研修会「授業力の向上について」（講師：高橋一也氏）
- ・稲川中学校「夢かなエールギフト」について
- ・1/12 県中学校体育連盟事業の予選会についての説明会（大仙市）
- ・1/13 冬休みこどもゆざわ学「インテンシブ・イングリッシュ・デイ」について
（ジオスタ☆ゆざわ）
- ・湯沢東小学校の姉妹（3年生・6年生）が知事あてに送付していた減塩メニューが完成し、1月11日知事に面会する。

令和5年第1回 湯沢市教育委員会議事録

【議 事】

○議案第1号 湯沢市立小中学校管理規則の一部改正について

(学校教育課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	4月に転入された先生方が4日間きちんと準備ができ、余裕を持って子供たちを迎え入れることができるので大変に良い。 子供たちも落ち着いたスタートを切れる。
----	--

令和5年第1回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第1号	湯沢市立小中学校管理規則の一部改正について	可 決

令和5年第1回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

議案第 1 号

湯沢市立小中学校管理規則の一部改正について

湯沢市立小中学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 1 月 10 日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

休業日等の定め方について、所要の改正を行うものです。

湯沢市小中学校管理規則の一部改正について

学校教育課

1 背景・経緯等

現在の規則では、春季休業日が3月22日から4月4日までとしており、4月1日の教職員人事異動後、土曜日及び日曜日が入ると、新年度の準備期間が確保できないことが、これまで課題となっていた。新年度の準備期間を確保できるように規則を定めて対応している自治体もあり、当市においても準備期間を十分にとれるよう規則の一部を改正したい。

また、学校の休業日について、校長が特に休業を必要と認め教育委員会が承認した日に加え、災害等を想定し、教育委員会が特に休業を必要と認めた日を休業日とできるよう規則の一部を改正したい。

2 内容

現在、春季休業日は、「4月1日から4月4日まで及び3月22日から3月31日まで」と定められているが、湯沢市立小中学校管理規則を一部改正し、4月1日から起算して4日（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）及び3月22日から3月31日までを春季休業日とすることで、春季休業中の平日の新年度に係る準備日数を確保するものです。

また、休業日等を定める第3条に、「土曜日、日曜日、国民の祝日」を追記し、「校長が特に休業を必要と認め、教育委員会の承認を得た日」のほかに、「教育委員会が特に休業を必要と認めた日」を加え、現在の運用に合わせて改正するものです。

3 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和5年4月1日

湯沢市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

令和5年1月26日

教育委員会規則第1号

湯沢市立小中学校管理規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「昭和22年文部省令第11号」を「昭和22年文部省令第11号。以下この条において「施行規則」という。」に改め、同項第1号中「4月1日から4月4日まで及び」を「4月1日から施行規則第61条第1号及び第2号に規定する日を除く4日間並びに」に改め、同項第3号中「の」を削り、同項第5号中「校長が特に休業を必要と認め、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に休業を必要と認めた日及び校長が特に休業を必要と認め、教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

湯沢市立小中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(休業日等)</p> <p>第3条 学校教育法施行規則(昭和22年 文部省令第11号 _____)第61条第3号 (第79条において準用する場合を含む。)の規定による休業日を次に掲げるとおり定める。</p> <p>(1) 春季休業日 <u>4月1日から4月 4日まで及び</u> _____ 3月22日 から3月31日まで</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 冬季休業日 12月26日から翌年 の1月13日まで</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、<u>校 長が特に休業を必要と認め、湯沢市 教育委員会(以下「教育委員会」と いう。)</u> _____の承認を得た日</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(休業日等)</p> <p>第3条 学校教育法施行規則(昭和22年 文部省令第11号。以下この条において 「施行規則」という。)第61条第3号 (第79条において準用する場合を含む。)の規定による休業日を次に掲げるとおり定める。</p> <p>(1) 春季休業日 <u>4月1日から施行 規則第61条第1号及び第2号に規定 する日を除く4日間並びに</u> 3月22日 から3月31日まで</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 冬季休業日 12月26日から翌年 __1月13日まで</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、<u>湯 沢市教育委員会(以下「教育委員会」 という。)</u>が特に休業を必要と認め た日及び<u>校長が特に休業を必要と認 め、教育委員会の承認を得た日</u></p> <p>2及び3 略</p>